

川西市水運用基本計画等構築支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

令和4年6月

川西市 上下水道局 経営企画課

1 趣旨

この要領は、公募型プロポーザル方式により「川西市水運用基本計画等構築支援業務委託（以下、「委託業務」という。）」の委託業者を選定する手続きについて、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1)業務の名称：川西市水運用基本計画等構築支援業務委託

(2)業務の目的：本市上下水道局では人口減少の影響による大幅な水需要の減少のなか、令和元年度に「川西市新水道ビジョン」を策定し、信頼されるライフラインを目指し施設更新（耐震化）に取り組んでいる。

本業務では、本市の現3水源（県営水道から受水する（通称：県水）、県営多田浄水場に浄水処理委託し運用する（通称：委託水）、市営久代浄水場により運用する（通称：自己水））による水運用体制に対し、水需要予測による最適な将来水運用体制の再構築について検討の上、市内全域の水運用基本計画の作成を委託するものである。

そして策定した将来構想を用いて、令和2年度に公表した「水道施設再構築プラン」で示す多田院・萩原台・上大原配水区域水道基幹施設再構築事業の基本計画の作成を委託するものである。

(3)業務の内容：別紙委託業務仕様書のとおり

(4)業務の場所：川西市内全域

(5)委託期間：契約締結日から令和5年3月31日まで

(6)委託上限額：44,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

提案の内容にかかわらず、この上限額を超える提案は受け付けない。

(7)選定方法：公募型プロポーザル方式

公募型プロポーザル方式により実施する理由

選定に際しては、価格比較だけでなく、本市上下水道局の実情に適していることが重要であり、企画力、技術力、創造性、専門性及び実績等を総合的に評価し、委託先候補者を決定する必要があるため。

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1)川西市契約規則（昭和49年川西市規則第15号）第5条の規定に基づく一般競争入札参加有資格者名簿に登載されていること
- (2)参加申込書の提出日現在で川西市の指名停止措置を受けていないこと。なお、参加申込書の提出日から契約締結までの間に、川西市から指名停止の措置を受けたときは、参加資格を喪失するものとする。
- (3)地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4)会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5)川西市暴力団排除に関する条例（平成24年川西市条例第5号）第2条第1号から第3号までのいずれにも該当しない者であること。
- (6)破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項または第19条に基づく破産の申し立てがなされていないこと。
- (7)地方公共団体が発注した上水道事業の官民連携手法導入検討及び水道施設再構築に係る検討業務の受注実績（類似の業務含む）があること。なお、受注を証明できる書類の提出ができること。
- (8)常時雇用関係があり、かつ業務全般の管理を行う管理技術者を配置し、管理技術者は技術士（上下水道部門（上水道及び工業用水道））の資格を有する者を配置できること。

4 スケジュール

- (1)実施要領等の公表：令和4年6月27日（月）
- (2)質問の受付：令和4年7月4日（月）17時まで（必着）
- (3)質問の回答：令和4年7月7日（木）に上下水道局ホームページに掲載
- (4)参加申込書等の提出：令和4年7月12日（火）17時まで（必着）
- (5)企画提案書等の提出：令和4年8月1日（月）17時まで（必着）
- (6)プレゼンテーション：令和4年8月8日（月）、9日（火）を予定
- (7)審査結果の通知：令和4年8月16日（火）以降
- (8)委託契約の締結：令和4年8月19日（金）頃

5 質問の受付及び回答

本実施要領及び別添委託業務仕様書等に関し、不明な点がある場合はプロポーザルに関する質問書（様式第7号）を提出すること。

(1)提出期限：令和4年7月4日（月）17時まで（必着）

(2)提出方法：プロポーザルに関する質問書（様式第7号）を電子メールにより提出すること。

(3)提出先：〒666-8501 川西市中央町12番1号

川西市上下水道局経営企画課（市役所3階13番）

TEL：072-740-1261（直通）担当：暮部、北森、近藤

（Eメール：kawa0125@city.kawanishi.lg.jp）

(4)回答方法：令和4年7月7日（木）に上下水道局ホームページに掲載する。

質問がなかった場合は、その旨を掲載

ホーム>事業者の方へ>入札・契約>プロポーザル実施について>プロポーザル実施のお知らせ

6 参加申込書等の提出

(1)提出期限：令和4年7月12日（火）17時まで（必着）

(2)提出書類：ア．プロポーザル参加表明書（様式第1号）

イ．誓約書（様式第2号）

ウ．会社概要書（任意様式。ただし、社名、代表者名、所在地、設立年月日、資本金、売上高、従業員数、業務内容、会社の特色等が保有する認証取得等が記載されていること。）

エ．配置予定技術者調書（様式第3号）

オ．配置予定管理技術者が技術士（上下水道部門（上水道及び工業用水道））の資格を有していることが確認できる書類

カ．類似業務受託実績表（様式第4号）

キ．カに記載した業務に関わる契約書の写し及び業務内容が確認できるもの（仕様書の写し等）

(3)提出部数：正本1部

(4)提出方法：持参又は郵送（必着）による。

郵送による場合は、必ず、受取日時及び配達されたことが確認できる方法をとること。

(5)提出先：前記5(3)と同様

(6)参加資格審査等：参加資格審査を行い、要件を満たしていると認められるときは、事業者の参加資格を認定するものとする。なお、審査の結果、要件を満たしておらず、事業者の参加資格を認定しない場合は、令和4年7月15日（金）までに通知する。

7 企画提案書等の提出

(1)提出期限：令和4年8月1日（月）17時まで（必着）

なお、期限までに提出がない場合は、辞退したものとみなす。

(2)提出書類：

企画提案書（任意様式）

原則としてA4版で作成し、下部にページ番号を振ること。また、A3版を利用する場合は折り込むこと。

業務工程表（任意様式）

見積書（任意様式）

(3)提出部数：正本1部、副本8部、電子データ（CD-R）

(4)提出方法：持参又は郵送（必着）による。

郵送による場合は、必ず、受取日時及び配達されたことが確認できる方法をとること。

(5)提出先：前記5(3)と同様

8 事業者の選定

(1)選定方法及び評価基準：

上下水道局が設置する評価委員会において、書類審査、企画提案書審査及びプレゼンテーションにより審査を行う。審査に当たっては、評価基準（参加締切日を目途に上下水道局ホームページにて公表予定）により判断することとし、評点の高い提案者を選定し、評価委員会で協議の上、予算の範囲内で最も優れた提案を行ったと認める1者を委託先候補者として決定する。なお、参加事業者が1者の場合でも、同様の審査を行ったうえで委託先候補者として決定する。

(2)プレゼンテーション及びヒアリング

ア 実施日時：令和4年8月8日（月）、9日（火）

川西市役所内会議室又はアステ川西会議室

ただし、別途正式決定し、プロポーザル参加表明書（様式第1号）に記載されたメールアドレス宛てに電子メールで通知する。

イ 実施時間：事業者につき45分以内（プレゼンテーション25分以内、質疑応答20分以内とする。）

ウ その他：

プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開とする。

プレゼンテーションは、本業務に直接携わる予定担当者が行い、出席者数は4名以内とする。プロジェクタ、スクリーン及び延長コードは上下水道局で用意する。

プレゼンテーションは、提出された資料をもとに行うこと。追加資料の配布は認めない。

9 選定結果の公表

選定結果は上下水道局ホームページで公表するとともに全ての参加事業者にも文書で通知する。また、審査結果を上下水道局ホームページで公表する。

10 契約の締結

前記8(1)により委託業務の候補者として選定された事業者と提出された見積書を基に協議し、契約を締結するものとする。また、辞退その他の理由（地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当した場合又は川西市から委託業務契約に係る指名停止を受けることとなった場合等）で契約できない場合、次点の者と契約の交渉を行う。

11 失格条項等

以下の要件のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。

- (1)参加資格及び業務実施上の要件を満たしていない場合
- (2)提出書類の様式、提出期限、提出場所、提出方法に適合しない場合
- (3)提出書類の全部又は一部が提出されていない場合
- (4)提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (5)許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合
- (6)提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (7)提出書類が要求等に示された条件に適合しない場合
- (8)審査の公平性を害する行為があった場合
- (9)その他、評価委員会が社会通念に照らし失格にあたる事由があると認めた場合

12 その他の留意事項

- (1)本プロポーザルの参加に要した費用は、全て参加者の負担とする。
- (2)プレゼン・デモについては、録音及び録画等の実施を許容すること。
- (3)提案者が1者であっても各審査は実施し、基準を満たしていると判断した場合は優先

交渉事業者として選定する。

- (4)本実施要領、委託業務仕様書、提出書類等については変更することがある。その場合は、参加申込書を提出した全事業者に変更後の資料を配布する。
- (5)提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (6)提出後の書類の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- (7)提出書類は返却しない。
- (8)提出書類は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (9)提出書類の取扱い
 - ア 提出した参加申込書及び企画提案書等を、市の了解なく公表、使用してはならない。
 - イ 提出された参加申込書及び企画提案書等は、事業者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
- (10)提出期限までに参加申込書等を提出しない者及び本プロポーザルへの参加資格を認定しない旨の通知を受けた者は、企画提案書等を提出できないものとする。
- (11)提出書類に虚偽の記載をし、本プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。
- (12)本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、川西市情報公開条例に基づき、書類を公開する場合がある。ただし、企画提案書等、法人等の競争上の地位その他正当な利益を明らかに害すると認められるものについては公開しない。
- (13)参加者は、本実施要領、仕様書、川西市契約規則等を熟読し、その内容を十分承知したうえで参加すること。
- (14)天災その他やむを得ない事由が生じた場合、本市は本プロポーザルの実施を延期又は取り止めることができる。この時に参加事業者が生じた損害については、各事業者の負担とする。

1.3 問い合わせ先

〒666-8501 川西市中央町12番1号

川西市上下水道局経営企画課（市役所3階13番）

TEL：072-740-1261（直通） 担当：暮部、北森、近藤

（Eメール：kawa0125@city.kawanishi.lg.jp）